

大日本帝國政府



對支爲替問題

目次

- 一、現地ニ於ケル最近ノ物價暴騰ト吾方對策
- 二、爲替面ニ於ケル從來ノ施策
 - (1) 交易關係
 - (2) 交易外關係
- 三、現行爲替相場堅持方針ノ再檢討
 - (1) 經濟上ノ意義
 - (2) 政治上ノ意義
- 四、今後ノ對支爲替政策
 - (1) 現行諸施策ノ改善推進
 - (2) 特圖相場ノ採用

(110311)

大日本帝國通則



通則支那通則

- (1) 現行通則ノ適用
- (2) 現行通則ノ適用
- (3) 現行通則ノ適用
- (4) 現行通則ノ適用
- (5) 現行通則ノ適用
- (6) 現行通則ノ適用
- (7) 現行通則ノ適用
- (8) 現行通則ノ適用
- (9) 現行通則ノ適用
- (10) 現行通則ノ適用

大日本帝國政府

一、現地ニ於ケル最近ノ物價騰貴ト吾方對策
 昭和十九年中ノ上海物價ハ年初ニ對シ年末ニハ二〇倍程度以上ノ
 昂騰ヲ示シ加フルニ本年一、二月ノ交ニハ戰局ノ推移、舊正決濟
 ノ關係モアリテ更ニ暴騰ヲ重ネ(別表参照)爲ニ現行通則ノ不安
 氣分濃厚トナリ、北支物價亦之ニ追隨ヲ示セリ
 右ニ對處シ吾方ニ於テハ戰ニ最高戰爭指導會議ニ於テ對華新方針
 決定ヲ爲シ、
 (1) 現行通則ニ付テハ現行通則ノ擁護ヲ主眼トシテ強力ニ施策
 (2) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 シ、
 (1) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (2) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (3) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (4) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (5) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (6) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (7) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (8) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (9) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト
 (10) 現地ニ於ケルインフレニ付テハ其ノ實相ニ應ジ對處スルコト

大日本帝國政府

大日本帝國通商

(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

